

1 答 申 第 5 号
令和元年7月23日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武 藤 知 之

答 申 書

令和元年7月11日付け1総第408号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

【総務部総務課】

2 審議会の意見

久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、理由があるものと認める。